

58.

H1/6/21K 中止届 cf.No.91

# 環境影響評価書案の概要

—東京都北清掃工場建設事業—

平成元年4月

東 京 都

## 1. 総 括

### 1.1 事業者の氏名及び住所

氏名：東京都 代表者 東京都知事 鈴木俊一

住所：東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

### 1.2 対象事業の名称

東京都北清掃工場建設事業

〔事業の種類：廃棄物処理施設の設置〕

### 1.3 対象事業の内容の概略

事業内容の概略は表1.3-1のとおりである。

表1.3-1 事業内容の概略

ごみ処理 施設の建替	面 積	約17,200㎡
	工事着工年月	平成2年4月(予定)
	稼働開始年月	平成5年4月(予定)
	処 理 能 力	可燃ごみ 600ト/日 (焼却炉 600ト/日・炉×1基)
	工 場 棟	鉄骨鉄筋コンクリート造, 高さ約31m (一部約34m)
	煙 突	外筒鉄筋コンクリート造, 高さ120 m
	駐 車 場	見学者用車両等

### 1.4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施により、環境に及ぼす影響については、事業の計画内容及び建設敷地とその周辺地域の概況を考慮のうえ、予測・評価項目を選定し、現況調査を実施して予測と評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は表1.4-1に示すとおりである。

表1.4-1 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評 価 の 結 論
1. 大気汚染	<p>清掃工場煙突排出ガスの、二酸化いおう、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、水銀及び清掃車排出ガスの二酸化窒素、一酸化炭素は、いずれも影響割合が小さいので影響は少ないものとする。</p> <p>工事中の建設機械及び工事用車両の走行に伴う排出ガスの二酸化窒素、一酸化炭素も影響割合が小さいので、影響は少ないものとする。</p>
2. 悪 臭	<p>工場棟を密閉化し、ごみパンカ内の空気を焼却炉に吸引し、パンカ内を常に負圧に保つことによって悪臭の外部への漏洩を防ぐとともに、焼却炉内での燃焼により臭気を分解させる。計画工場と同様な悪臭防止対策を実施している既設工場では敷地境界における臭気の実測値のほとんどが定量限界未満であり、計画工場のごみ臭気が周辺地域において感知されることは、ほとんどないと考える。</p>
3. 騒 音	<p>工場の稼働騒音については法令の基準以下であり、かつ、環境騒音と比較しても低いレベルである。工事中の建設作業騒音については、勧告基準を下回っている。稼働時及び工事中の道路交通騒音については、一般車のみによる騒音レベルと比較しても変わらず、環境への影響は少ないものとする。</p>

予測・評価項目	評価の結論
4. 振 動	<p>工場の稼働振動については法令の基準以下であり、工事中の建設作業振動についても勧告基準を下回っている。稼働時及び工事中の道路交通振動については、一般車のみによる振動レベルと比較してほとんど変わらず、環境への影響はほとんどないものとする。</p>
5. 地盤沈下	<p>工場棟の地下構造物の工事に際しては、遮水性の高い山留め壁工法等の採用により、地下水を揚水しないため圧密沈下は生じない。</p> <p>また、山留め壁のわずかな変位による地盤の沈下は、山留め壁の近傍で若干生じるものの、周辺民地部ではほとんどない。</p> <p>したがって、周辺地域に与える影響はほとんどないものとする。</p>
6. 地形・地質	<p>前記の工法等を採用することにより、地下水の水位に影響を与えることはなく、流向についても地下水面の広がりからみると変化はほとんどないものとする。</p>
7. 日照阻害	<p>工場の建築物等による日影は、法令による制限を満たすとともに、現況の日影と比較して変化はわずかであるため、影響は軽微であるとする。</p>
8. 電波障害	<p>一部の地域で障害が発生すると予測されるが、共同受信システムの設置等により影響は解消できるものとする。</p>

9. 景 観	<p>地域景観特性の変化は基本的でない。量感の増加が僅かであるが、工場棟、煙突のデザインや色彩が軽い感じになるため、影響は最小限にとどまると考える。</p> <p>接道部の緑化や緩衝緑地を設けることで、より良好な景観が創造できるものと考ええる。</p>
--------	--

図2.2-2 対象事業の区域

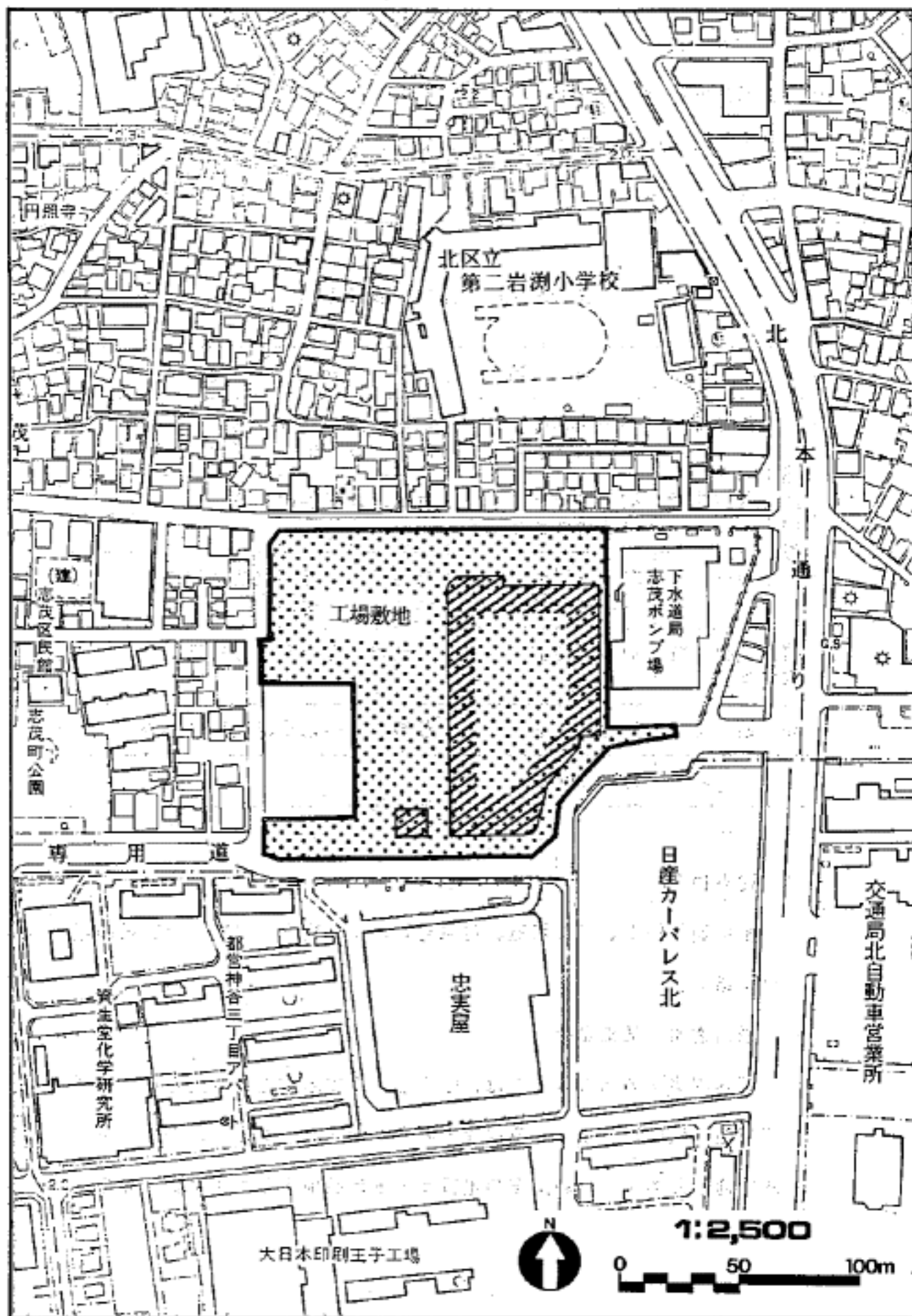


図 2. 2 - 3 配置計画図

